



調布基地跡地留保地、北部地域公共交通、教育環境の改善について

田村 ゆう子（日本共産党）



問 調布基地跡地留保地の整備計画には多くの疑義が残る。住民の懸案事項は緑の伐採による影響。自主的な環境アセスメント、住民説明会を行うべき。

市長 進歩に合わせオーブンハウス等活用し引き続き市民意見機会を設ける。

行経部長 環境アセスメント実施予定ないが、自然環境調査結果等に留意。

問 北部地域の新たな方向性として、巡回ワゴンバスを検討。移動する権利の保障は公共の役割。多くの便数、安価な料金、住民の要望に応える運行を。

外交部長 運行ダイヤ設定を事業候補者と協議しており、地域での意見交換、オーブンハウスでの意見踏まえ検討。

問 7年6月に都立調布特別支援学校の改築と、仮設校舎場所は稻城市と発表。子どもや保護者に与える影響は深刻。これまでの経緯と市の課題認識は。

行経部長 7年6月の都教育委員会からの通知を庁内で共有し8年度以降就学希望の児童・生徒の保護者へ情報提供。改築は都の責任で対応と認識。引き続き保護者からの要望等を都へ共有。

問 全学年35人学級の小学校での実現

や、中学校での段階的な実施は重要な前進。①取組の現状は②教室の確保を。

教育部長 ①小学校3校で35人超の運用。8年度全校で実現。中学校は生徒数の推計注視し検討②市長部局と連携し計画的な学校施設整備、改善を実施。

問 OECDの調査では、日本の教員の仕事時間が参加国で最長。教員不足は国の小手先だけの働き方改革では解決しない。市の教員不足の現状と対応は。

教育部長 学級数に応じた正規教員は必要人数を配置。代替教員が5人未配置であり、欠員補充に努めている。



都立調布特別支援学校の改築計画資料



生活支援策強化、松原通り応急対策、陥没事故から5年目を迎えて

岸本 直子（日本共産党）



意向伺い住民発意の観点から取り組む。

問 外環道工事の事業再評価で事業便益比1.2は「事業継続」だがその計算には住民への補償や費用は加味されず、これまでの費用も答えない。今後の費用は当初の約2倍。全体行程の把握困難としつつ2030年度完成も矛盾だ。市民の立場を守り抜く姿勢を堅持すべき。

外交部長 事業再評価の評価結果にかかる市民の安全・安心の確保と不安払拭の取組継続を最優先に取り組む。引き続き地域住民に寄り添った丁寧な対応を事業者に求めていく。

松原通りの現在の状況（左）
地盤補修区域の様子（右）

調布飛行場等対策特別委員会の審査状況

報告に対する審査及び調布飛行場の現地調査を行いました。

● 7年10月2日、11月27日

①調布基地跡地留保地の活用に向けた取組について行政経営部及び生活文化スポーツ部から、②調布基地跡地関連事業推進協議会関係課長会の報告について行政経営部からそれぞれ報告がありました。

委員からは、①に関して、市民、議会への今後の情報共有や意見聴取／防災機能、駐車場の活用など、災害時の対応について／利用者の動線、緑の保全／自然環境調査等について、質疑がありました。

また、都市公園条例上の運動施設割合／厳しいスケジュールの中での事業の進め方／FC東京との連携における市財政負担の面を勘案した取組／国の補助金や民間活力の活用等様々な手法の検討／環境アセスメントの実施／市民や議会への適時適切な情報提供等の意見がありました。

最後に、委員会の要望等を市議会の強い思いとして受け止めるとともに、今後も市民への丁寧な説明と併せ、意見を聞いていくよう求めました。

②に関しては、廃止となった野川水再生センターの建設設計画地の利活用等について、市の利用面積が減らないよう都に掛け合うこと／スポーツ施設の継続／土地の変遷に鑑みて平和の観点を持つこと等の意見がありました。

引き続き都の動向を注視し、議会に対し適時適切な情報提供を求めました。

● 7年11月5日

調布飛行場の諸課題解決に向けた取組についての説明を行政経営部から受けました。あわせて、調布飛行場にて、事前に送付した質問要望事項に対する回答を含め、都から直接説明を受けるなどの現地調査を行いました。

委員からは、大島空港を整備したにもかかわらず、移転が進まない状況／時間外飛行を認める条件の緊急性、高度な公共性の考え方／航空管制官の必要性の認識／自家用機分散移転に向けた数値目標等の質疑がありました。

また、小型航空機の墜落事故から10年経過してもなお分散移転が進まない中で、より強制力を持った対応の実施／飛行場の整備に当たっては協定や覚書で定めた内容を超えること／市民へ正確な情報を伝えることを求めるなどの意見がありました。

最後に、今回の委員会で出された意見等を踏まえ、改めて今後の都との協議に当たることを行政経営部に要請しました。



現地調査の様子（7年11月5日）

「調布飛行場における自家用機の分散移転の速やかな実施及び厳格かつ適正な管理運営等を求める意見書」を都へ提出

7年12月17日の第4回調布市議会定例会本会議において、「調布飛行場における自家用機の分散移転の速やかな実施及び厳格かつ適正な管理運営等を求める意見書提出について」を議員提出議案として提出、満場一致で可決し、都へ提出しました。（提出先：東京都知事）

意見書の全文（原文）は次のとおりです。

調布飛行場における自家用機の分散移転の速やかな実施及び厳格かつ適正な管理運営等を求める意見書

調布飛行場は、住宅密集地域に立地していることから、地元自治体との度重なる協議を経て、平成13年に正式飛行場として供用が開始された。市においても、調布飛行場については「現状を拡大させない」、「安全と騒音対策を十分に講じる」、「運用に一定の制限を設ける」ことを原則として、事前協議も活用しながら、これまで東京都に対して、適正な運用を求めてきた。また、平成27年に調布飛行場周辺地域において発生した小型機墜落事故以降は、東京都に対して調布市議会としても、より一層の管理運営の厳格化や万全な安全対策の徹底を求めている。

こうした中、調布飛行場に関する重要課題である自家用機の分散移転は、平成9年の協定において、調布飛行場の受け入れ条件として市が提示した事項であるにも関わらず、現在においても実質的な成果が得られていないことは誠に遺憾である。さらに、小型機墜落以降に東京都が自家用機分散移転に向けて、大島空港の整備等を行うことで、移転を促進するための環境は整えられてきたものの、具体的な移転時期などに関する目標設定も示されていない現状は、漫然と取組が行われていると言わざるを得ない。

平成27年の小型機墜落事故から10年が経過した今なお、調布飛行場周辺に住む住民をはじめとする多くの市民は、日々不安や不満などを抱えながらの生活を余儀なくされている。よって調布市議会は、市民の安全・安心な生活を最大限確保する観点から、下記事項について東京都に対し要望する。

記

- 1 調布飛行場における自家用機の分散移転を速やかに進めるため、移転の時期や機体数の数値目標を具体的に定めること。
- 2 平成9年4月に締結した、東京都調布離着陸場の整備及び管理運営に関する協定及び覚書に規定した、安全・騒音対策などに関する事項をはじめ、調布飛行場周辺自治体と約束した事項について、着実に履行すること。
- 3 調布飛行場における万全な安全対策及び厳格な管理運営について、飛行場運用に関する各種規程の遵守をはじめ、より一層の徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

調布市議会議長 宮本和実